

鹿 沼 市

国土強靱化地域計画



令和3年3月
(令和7年3月改訂)
鹿沼市

目 次

第1章 はじめに	1
1 背景・目的	1
2 本計画の位置付け	1
3 計画期間	2
第2章 地域計画策定の基本的な考え方	3
1 基本理念	3
2 基本目標	3
3 基本方針	3
第3章 脆弱性評価	4
1 脆弱性評価の考え方	4
2 想定するリスク	4
3 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	5
4 リスクシナリオを回避するために必要な施策分野	6
5 リスクシナリオを回避するための脆弱性の評価結果	6
第4章 強靱化施策の推進	7
1 施策分野ごとの推進方針	7
2 推進方針	8
第5章 計画の推進と進捗管理	21
1 優先的に取り組む施策	21
2 各種施策の推進と進捗管理	23
【別紙1】リスクシナリオごとの脆弱性評価結果	24
【別紙2】交付金・補助金対象事業一覧	37

第1章 はじめに

1 背景・目的

国においては、東日本大震災の発生などを踏まえ、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するため、平成25年に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」を制定し、基本法に基づき「国土強靱化基本計画（以下『国基本計画』という。）」を策定したところです。

また、栃木県においても、国基本計画と調和を図りながら、平成28年に「栃木県国土強靱化地域計画（以下『県地域計画』という）」を策定しています。

このような中、本市においても、東日本大震災以降も関東・東北豪雨、令和元年東日本台風により、大きな被害を受けました。特に近年の猛烈な豪雨や台風は、地球温暖化に起因すると言われていていることから、気候が非常事態にあるという認識の共有及び災害対策の強化を目指すため、令和3年4月1日に「鹿沼市気候非常事態宣言」を表明したところです。

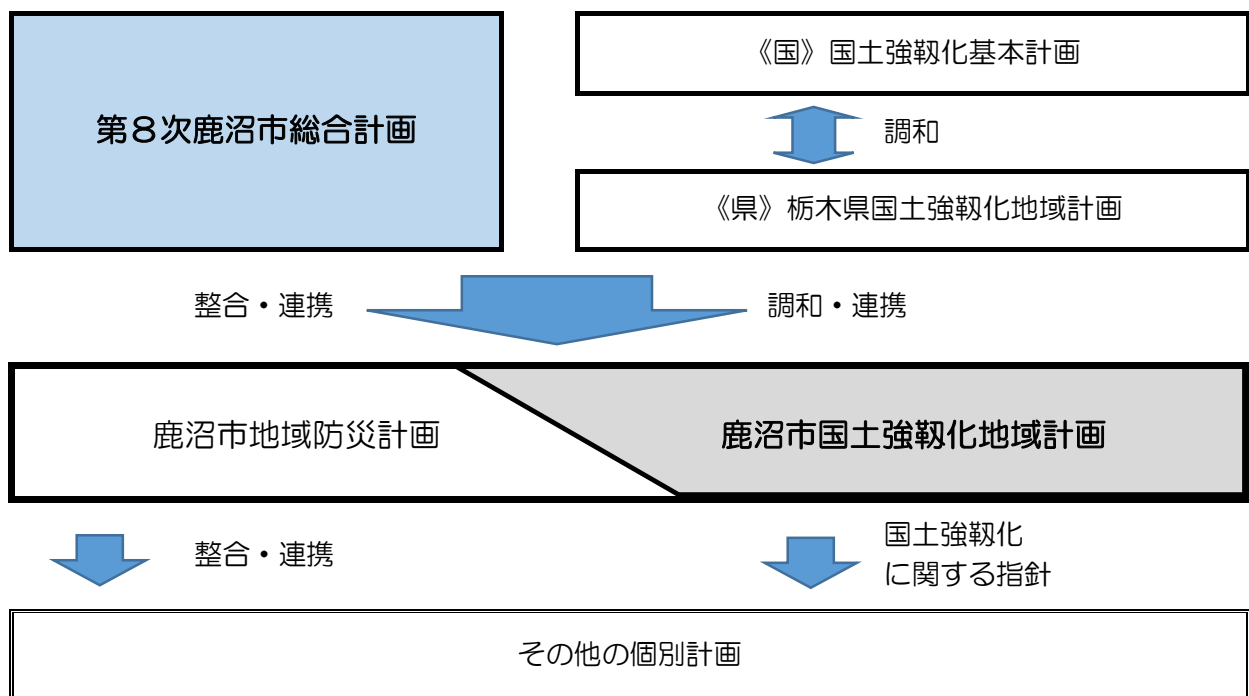
こうしたことから、災害時においても市民の生活を守るとともに、被害の低減を図り、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心なまちづくりを総合的かつ計画的に取り組むため「鹿沼市国土強靱化地域計画（以下『本計画』という）」を策定しました。

2 本計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条の規定に基づき、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として策定するものです。

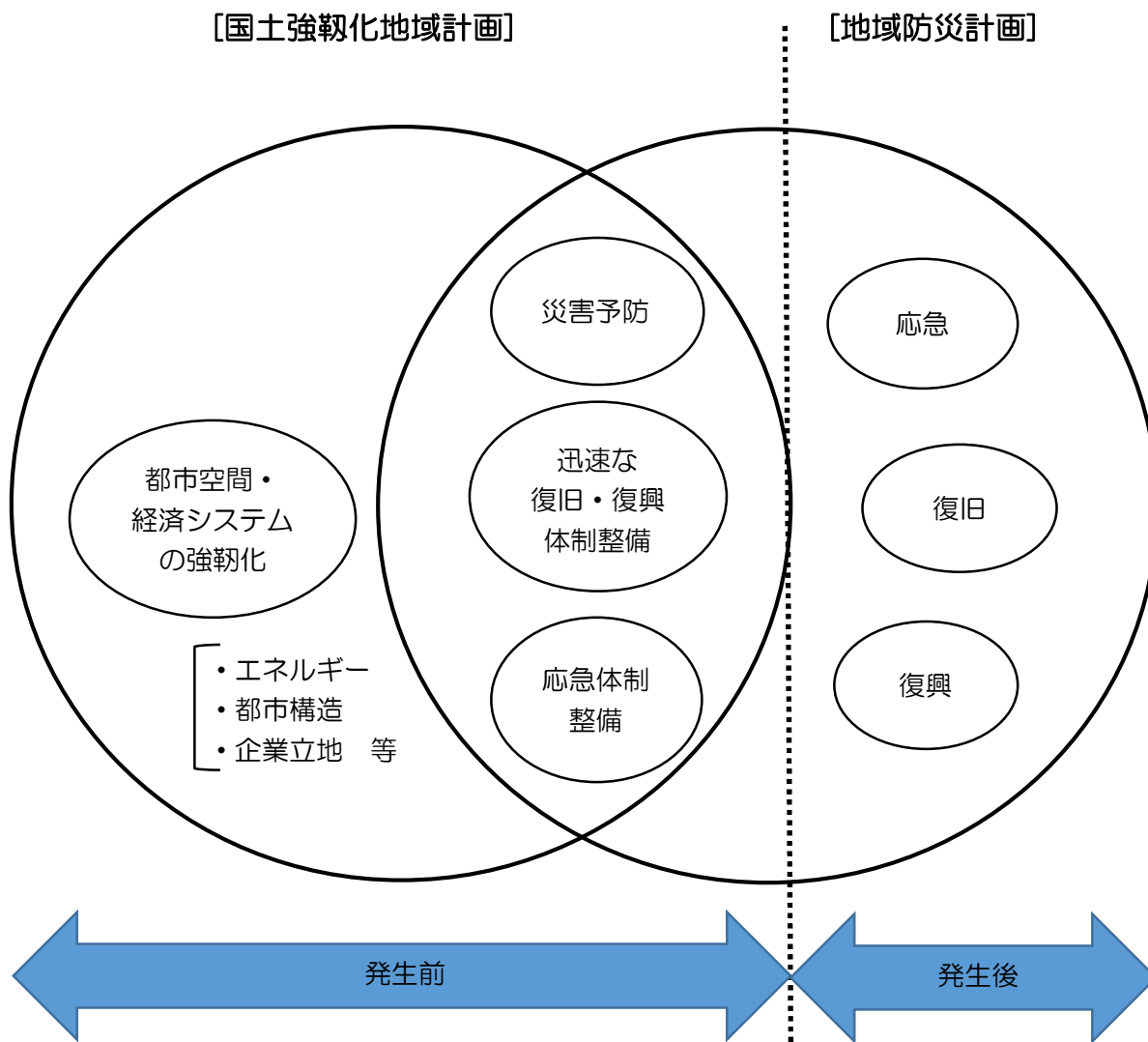
また、県地域計画が、本市を包含する県土全域に係る計画であることを踏まえ、同計画との調和を保つとともに、「鹿沼市総合計画」と整合・連携を図りながら、本市における様々な分野の計画等の指針となるものです。

【鹿沼市における国土強靱化計画と関連計画の位置づけ】



【参考】地域防災計画との関係イメージ

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	自然災害全般を想定し地域社会の強靱化	災害の種類ごとの発生時の対応力の強化
対象フェーズ	災害発生前	災害発生時・発生後も含む
施策の設定方法	人命保護や被害最小化などを図るため、最悪の事態を回避する施策	予防・応急・復旧などの具体的対策
施策の重点化・指標	○	—



3 計画期間

本計画は、令和4年度を初年度とする令和8年度までの5年間を計画期間とします。

なお、計画期間中においても、社会情勢の変化等を踏まえ必要に応じて見直しを行います。

第2章 地域計画策定の基本的な考え方

1 総合計画における位置付け

(1) 目指すまちの姿

花と緑と清流のまち 笑顔あふれるやさしいまち

本市では、これまでも自然豊かでやさしいまちを目指しまちづくりを進めてきました。市民と行政の共創により、これまでの取組をさらに前へと進めるため、第8次鹿沼市総合計画では、「花と緑と清流のまち 笑顔あふれるやさしいまち」を目指すまちの姿に掲げることとしました。

(2) 施策体系

第8次鹿沼市総合計画の「政策5 しなやか」において、弾力ある安全安心の強いまちづくりを進めることとしており、本計画は、それを実現するための個別計画と位置付けられています。

2 基本理念

わが国では、これまで大規模自然災害が発生するたびに甚大な被害を受け、長期にわたる復旧・復興を繰り返してきました。

また、栃木県は、比較的大規模自然災害が少ない地域とされてきましたが、東日本大震災や関東・東北豪雨、令和元年東日本台風では大きな被害が発生しています。

本市においても、これらの大規模自然災害により少なからず被害が生じるとともに、地域におけるリスクが確認されるなど、より一層の防災・減災に総合的かつ計画的に取り組む必要が生じています。

このため、大規模自然災害等が発生しようとも、

- ①市民の生命の保護が最大限図られること
- ②市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧・復興

を目指し安全・安心なまちづくりを推進するものとします。

3 基本目標

基本理念に基づき、本市の強靱化を推進するために必要な事項として、以下の8つの基本目標を設定します。

- ①人命の保護が最大限図られること
- ②救助・救急、医療活動等が迅速に行われること（それがなされない場合の必要な対応を含む）
- ③必要不可欠な行政機能が確保されること
- ④必要不可欠な情報通信機能が確保されること
- ⑤経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせないこと
- ⑥生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧が図れること
- ⑦制御不能な二次災害を発生させないこと
- ⑧地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件が整備されること

4 基本方針（強靱化推進にあたっての視点）

基本目標に向けて、個別の施策を効果的に進めるため、国基本計画及び県地域計画との調和に留意し、施策の基本方針を次のとおり定め、強靱化に向けた個別の施策を推進します。

（１）基本姿勢

- ・人口減少、気候変動等による気象の変化などの社会情勢や、本市に大きな被害をもたらした自然災害等の経験を踏まえた施策推進
- ・女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮すること
- ・人とのつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、自助、共助および公助を基本に、関係機関等と適切な連携・役割分担をすること

（２）適切な施策の組み合わせ

- ・ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせること
- ・非常時における効果発揮のみならず、平時における市民の豊かさの向上にも留意すること

（３）効果的な施策推進

- ・選択と集中による施策の重点化を図ること
- ・既存の社会資本の有効活用および効率的な維持管理の推進
- ・民間投資の促進

第３章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

国基本計画、県地域計画では、基本法第１７条第１項の規定に基づき、大規模自然災害等に対する脆弱性の分析・評価（以下「脆弱性評価」という。）の結果を踏まえ、国土強靱化に必要な施策の推進方針が定められています。

本計画の策定においても、以下の手順により脆弱性評価を行い、強靱化のための推進方針を策定します。

- ①想定するリスクの設定
- ②起きてはならない最悪の事態（以下「リスクシナリオ」という。）の設定
- ③施策分野の設定
- ④リスクシナリオを回避するための現状分析・評価
- ⑤リスクシナリオを回避するための対応方策の検討

2 想定するリスク

国基本計画、県地域計画において、「大規模自然災害全般」を想定しており、本市においても、本市地域防災計画を踏まえ、大地震をはじめ、がけ崩れ、竜巻、台風等による風水害など、「大規模自然災害全般」を想定します。

3 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

脆弱性評価は、基本法第１７条第３項の規定に基づき、リスクシナリオを想定した上で行うものとされており、国基本計画や県地域計画との調和に留意しつつ、本市の地域性を考慮し、起きてはならない最悪の事態として、２１の「リスクシナリオ」を以下のとおり設定します。

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）

No.	事前に備えるべき目標	No.	リスクシナリオ
1	人命の保護が最大限図られること。	1-1	建物等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
		1-2	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-3	大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-4	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われること（それがなされない場合の必要な対応を含む。）。	2-1	被災地での食料、飲料水等生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-3	医療救護活動のためのライフラインの長期途絶、医療施設及び関係者の絶対的不足及び被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-4	被災地における感染症等の大規模発生
3	必要不可欠な行政機能が確保されること。	3-1	市職員、施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能が確保されること。	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺、長期停止
5	経済活動（サプライチェーンを含む。）を機能不全に陥らせないこと。	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の経済活動の停滞
		5-2	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止
		5-3	食料等の安定供給の停滞
6	生活・経済活動に必要最小限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等が確保されるとともに、これらの早期復旧が図られること。	6-1	電気、石油、ガス等のエネルギー供給機能の停止
		6-2	水道、汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-3	地域交通ネットワークが分断する事態
7	制御不能な二次災害を発生させないこと。	7-1	有害物質等の大規模拡散、流出
		7-2	農地、森林等の荒廃による被害の拡大
8	地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件が整備されること。	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

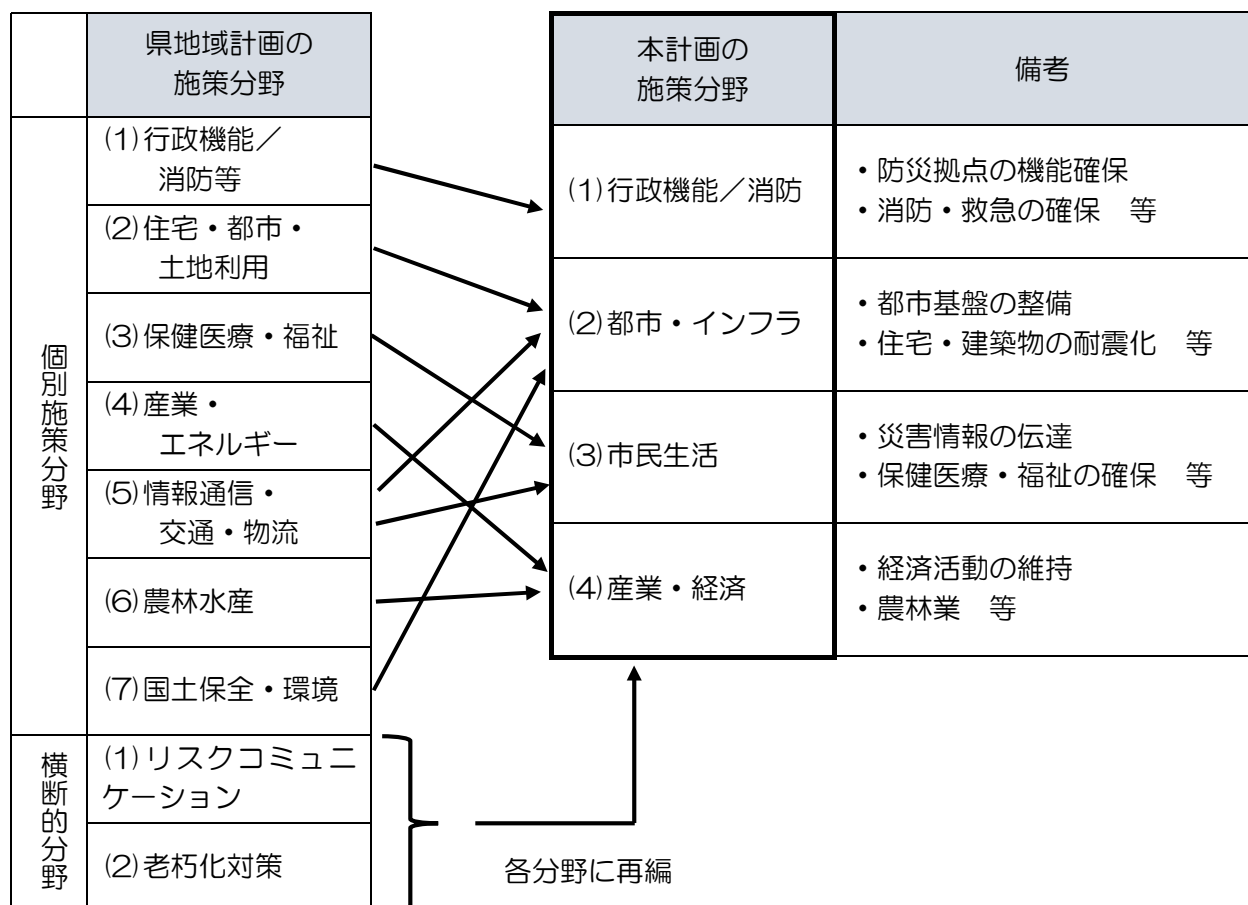
4 リスクシナリオを回避するために必要な施策分野

国基本計画や県地域計画において設定された施策分野に留意しつつ、ハード・ソフト対策の適切な組み合わせや地域社会・経済の強靱化、一体的・効果的な取組の推進などの視点を総合的に勘案し、本計画では4つの施策分野を設定します。

【4つの施策分野】

- ①行政機能／消防
- ②都市・インフラ
- ③市民生活
- ④産業・経済

(参考) 県地域計画と本計画の施策分野の比較



5 リスクシナリオを回避するための脆弱性の評価結果

3で設定した21のリスクシナリオに対し、脆弱性の評価を実施しました。結果は、【別紙1】「リスクシナリオごとの脆弱性評価結果」のとおりです。

第4章 強靱化施策の推進

施策分野ごとの推進方針

脆弱性の評価結果に基づき、リスクシナリオを回避するために必要な施策分野として第3章で設定した4つの施策分野において、今後、必要となる施策を検討し、以下のとおり、推進方針を定めました。

なお、これらの推進方針は、それぞれの分野間で、相互に関連する事項があるため、各分野における施策の推進に当たっては、適切な役割分担の下、庁内関係部局が連携を図ることで、施策の実効性や効率性が確保できるよう十分に配慮します。

1 重要業績評価指標（KPI）の設定

計画の進捗管理の観点から、優先化・重点化する施策を中心に、各施策分野におけるリスク回避への貢献度などを勘案し、施策分野ごとに重要業績指標（KPI）を設定しました。

なお、この指標は、鹿沼市総合計画など関連計画における指標設定との整合を図るため、必要に応じて見直しを行います。

2 推進方針

(1) 行政機能／消防

①行政機能

情報の収集、伝達体制の確保	リスクシナリオ番号	1-4、4-1
【危機管理課】 ・災害発生時において、国、県、市、防災関係機関相互の迅速かつ的確な情報の収集・伝達を確保する。 ・既存の防災情報伝達設備に加え、新たなシステムを活用し、多重化を図る。 【デジタル政策課・行政経営課】 ・災害発生時において、電力の供給停止等による情報通信に支障が生じないように、非常用発電設備を確保する。 (主な取組) ・防災行政ネットワークシステム等を活用した効果的な情報収集・伝達のあり方の検討 ・携帯電話網を利用した新たな防災情報システムの活用 ・市役所本庁舎における非常用発電設備の維持及び管理 ・重要な通信機器やサーバ等の免振装置を有する新庁舎サーバ室への集約		
物資・資機材等の備蓄・調達体制の整備	リスクシナリオ番号	2-1、5-3
【危機管理課】 ・災害発生直後の被災市民等の生活を確保するため、必要となる物資の現物備蓄及び流通備蓄に計画的に取り組む。 【健康課】 ・災害発生直後の医療救護活動に迅速に対応するため、必要となる医薬品、資器材等の備蓄に計画的に取り組む。 (主な取組) ・地域防災計画に基づく食料、生活必需品の備蓄の推進 ・他自治体との相互応援協定や事業所等との協定締結の推進 ・医療関係団体との連携協定による医薬品、資器材等の備蓄の推進		
業務継続体制の整備	リスクシナリオ番号	3-1、4-1、 6-1、8-3
【危機管理課】 ・「鹿沼市業務継続計画」の実効性を高め、災害対応力の向上を図るとともに、市の業務継続体制を強化する。 (主な取組) ・組織改編、業務内容や施設設備の変更等に応じた計画の改定 ・訓練等の実施、検証を通じた新たな課題等の洗い出しによる継続的な計画の見直し ・住民情報等の重要情報を取扱うシステム（住民基本台帳システム等）のバックアップデータの保全		

相互応援体制の整備	リスクシナリオ番号	3-1
【危機管理課】 ・市の対応能力を超える大規模災害に備え、地方公共団体間の広域相互応援体制や関係機関との協力体制を確立する。 (主な取組) ・近隣市町等との間で締結している災害時の相互応援協定の適切な運用 ・国や他都市等からの応援を迅速かつ効果的に受けるため、市の受援体制の整備（物資や資材等の供給などの受援手続など）		

防災拠点機能の確保及び防災上重要な市有建築物の耐震化	リスクシナリオ番号	3-1
【行政経営課・教育総務課】 ・大規模災害発生時に災害応急対策を実施するため、防災拠点となる各公共施設の防災機能を計画的に整備する。 【健康課】 ・災害拠点病院に対して、災害発生時のライフライン等の確保や建物の耐震性の向上について、機能強化策を推進するよう要請する。 【建築指導課】 ・「鹿沼市建築物耐震改修促進計画」に基づき、防災上重要な市有建築物の耐震化を推進する。 【教育総務課】 ・「鹿沼市学校施設の長寿命化計画」等に基づき、学校施設を計画的に整備する。 (主な取組) ・市役所本庁舎や消防関係施設、学校施設、避難所等の計画的な保全 ・災害拠点病院等の建物、機器等の耐震性の向上及びライフラインの多重化の促進 ・防災拠点における太陽光発電や蓄電池等の自立分散型エネルギーの導入推進 ・防災上重要な市有建築物の耐震化の推進 ・自家用電気工作物（非常用発電機）の燃料確保 ・避難所等のトイレ洋式化やスロープ設置等のバリアフリー化整備 ・防災上重要な学校・屋内運動場の空調設備の導入		

②消防

火災予防に関する啓発活動、地域の消防力確保	リスクシナリオ番号	1-1
【消防本部】 ・大規模な災害発生時に、迅速かつ的確に消火・救急・救助活動が行える体制を整備する。 (主な取組) ・消防施設及び消防水利の計画的な整備・保全 ・消防装備の整備・保全 ・研修及び訓練等の計画的実施による災害対応力強化 ・消防団員の確保や資質の向上などの消防組織の充実・強化 ・緊急消防援助隊受入態勢の適切な運用 ・住宅用火災警報器設置率向上への啓発や支援 ・防火対象物等への立入検査の強化		

相互応援体制の整備	リスクシナリオ番号	2-2
【消防本部】 ・市の対応能力を超える大規模災害に備え、地方公共団体間の広域相互応援体制や関係機関との協力体制を確立する。 （主な取組） ・近隣市町等との間で締結している災害時の相互応援協定の適切な運用		

消防広域応援体制の整備	リスクシナリオ番号	2-2
【消防本部】 ・市内で発生した大規模災害時における人命救助活動等を迅速かつ効果的なものとするための対策を推進する。 （主な取組） ・緊急消防援助隊の受援体制の適切な運用 ・国や他都市等からの応援を迅速かつ効果的に受けるための、市の受援体制の整備（物資や資材等の供給などの受援手続きなど）		

【重要業績評価指数（KPI）】

① 行政機能

指標の名称（又は内容）	現状値 （令和2年度）	目標値 （令和8年度）
学校施設の長寿命化改修	0校	6校
学校施設のトイレ洋式化率	58%	80%
非常用備蓄食料の充足率	100%	100%

② 消防

指標の名称（又は内容）	現状値 （令和2年度）	目標値 （令和8年度）
消防団員の充足率	95%以上	95%以上
住宅用火災警報器設置率	75%	82%

(2) 都市・インフラ

住宅・建築物の耐震化	リスクシナリオ番号	1-1
【建築指導課】 ・「鹿沼市建築物耐震改修促進計画」に基づき効果的な普及啓発を行うとともに、国の支援制度等を有効活用し、耐震化を促進する。 【教育総務課】 ・学校施設の非構造部材の耐震化を計画的に実施していく。 【都市計画課】 ・大規模盛土造成地において、地震による滑動崩落被害を軽減するため、効果的な普及啓発を行うとともに、国の支援制度を有効活用し、安全性の調査を推進していく。 (主な取組) ・住宅の耐震化の促進 ・学校、病院等、多数の者が利用する建築物等（外構含む）の耐震化の促進 ・避難路沿道建築物の耐震化の促進 ・特定天井等の非構造部材の耐震対策の促進 ・危険ブロック塀等の耐震化の促進 ・大規模盛土造成地における安全性の調査を推進		
社会資本等の老朽化対策	リスクシナリオ番号	1-1
【行政経営課】 ・今後急速に進行する社会資本等の老朽化に対応するため、「鹿沼市公共施設等総合管理計画」に基づき、ネットワーク型コンパクトシティの形成を見据えた中長期的な視点による計画的な維持管理・更新に取り組む。 (主な取組) ・公共建築物の長寿命化など計画的な維持管理・更新の推進 ・道路・橋梁・上下水道等インフラの長寿命化など計画的な維持管理・更新の推進		
空き家の適正管理	リスクシナリオ番号	1-1
【建築課】 ・「鹿沼市空き家等対策計画」に基づき、空き家の解体や利活用が可能な物件を把握して、利活用を推進し、空き家の適正管理を指導していく。 (主な取り組み) ・空き家解体補助金の普及、活用の促進 ・空き家バンクの登録・利活用の推進 ・空き家バンクリフォーム補助金の普及、活用の促進 ・雑草や樹木の侵食、倒壊等による周辺への被害が及ばないよう適正な管理の指導		
公営住宅等の整備	リスクシナリオ番号	1-1
【建築課】 ・災害に強いまちづくりを推進するため、「鹿沼市市営住宅等長寿命化計画」に基づき、災害に強い公営住宅等整備事業を推進する。 (主な取り組み) ・鹿沼市市営住宅等長寿命化計画に基づく公営住宅等の整備		

高齢者施設等の防災・減災対策の推進	リスクシナリオ番号	1-1
【介護保険課】 ・「防災・減災等事業整備計画」に基づき、災害発生時に自力で避難することが困難な者が多く利用する高齢者施設等の防災・減災対策を推進し、利用者の安全安心を確保する。 (主な取り組み) ・高齢者施設等における耐震改修等の促進 ・高齢者施設等の老朽化に伴う大規模改修等の促進 ・高齢者施設等におけるスプリンクラー設備等の整備 ・高齢者施設等における非常用自家発電設備の整備 ・高齢者施設等における水害対策に伴う改修等の推進 ・高齢者施設等における給水設備の整備 ・高齢者施設等におけるブロック塀等の改修等の推進 等		

総合治水対策	リスクシナリオ番号	1-2
【庁内関係課】 ・国や県が推進する流域治水プロジェクトと連携・連動し、河川流域内の関係者で協議会を構成し、総合的な治水対策を進める。 【危機管理課】 ・河川氾濫等の発生を予測し、洪水や浸水による逃げ遅れが生じないように、洪水浸水ハザードマップを最新の情報に更新し、情報の提供に努める。 ・多様な避難の手段を確保するため、指定避難所以外の避難所の確保に努める。 【維持課・下水道課】 ・近年、局地的豪雨が頻発していることから、河川の浚渫（しゅんせつ）や堤防の強化について、国・県に積極的に働きかける。 ・河川浚渫等の維持管理を適切かつ効果的に行い、流下能力の確保に努める。 ・雨水幹線管渠を計画的に整備し、雨水処理機能の向上を図る。 ・災害時に必要となる資機材を確保するとともに、日頃より点検を行い、確実に使用出来るようにする。 (主な取組) ・関係機関が連携・連動した治水対策の実施 ・市民が洪水や浸水等から円滑に避難するための警戒周知 ・防災情報の提供及びハザードマップの更新 ・避難所確保のための民間事業者等への協力依頼 ・河川維持管理の推進 ・雨水幹線管渠の整備促進 ・必要となる資機材の購入 ・日常点検の励行		

道路・公園の防災・減災対策	リスクシナリオ番号	2-1、2-3、 5-2、6-3
【整備課】 ・災害発生時においても、安全で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、道路の防災・減災対策を推進する。 ・防災機能を有する公園や緑地等の整備促進及び計画的な公園施設の老朽化対策を図る。 【維持課】 ・過去の災害等を踏まえ、損傷が比較的少ない路線等を把握し、迂回路による道路ネットワークを構築する。 (主な取組)		

- ・市道の整備
- ・災害時の避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線である「緊急輸送道路」に位置付けされた国・県道の整備要望
- ・迂回路となり得る道路把握
- ・脆弱箇所の改良、狭あい道路整備等促進事業の推進
- ・橋梁長寿命化修繕計画に基づく計画的な橋梁補修
- ・公園施設長寿命化計画に基づく計画的な公園施設の老朽化対策

水道施設の耐震化	リスクシナリオ番号	2-1、6-2
【水道課】 ・「鹿沼市水道ビジョン」に基づき、効果的な管路等の更新を行うとともに、国の補助金等を有効活用し、耐震化を促進する。 (主な取組) ・老朽管の更新 ・漏水多発管の更新 ・更新時期を迎えた機器等の更新 ・漏水調査 ・施設台帳の整備		

下水道施設の耐震化	リスクシナリオ番号	2-1、6-2
【下水道課】 ・被災時における市民の安心・安全な生活の確保を最優先とし、「避難所」や「重要医療施設」等の防災拠点における排水の機能を確保するため、「ストックマネジメント計画」に基づき、下水道施設の耐震化及び老朽化対策を促進する。 【企業経営課】 ・生活処理構想に基づき、浄化槽の老朽化対策を促進する。 (主な取組) ・重要医療施設や避難所と処理場を結ぶ重要な幹線に係る管渠の耐震化の促進 ・災害発生時における継続的な処理場の汚水処理機能の確保に向けた老朽化対策の促進 ・公衆衛生問題や感染症の発生を防止するため、下水道施設の災害予防と的確な維持管理、生活排水処理対策の管渠整備の促進 ・老朽化したくみ取り便槽や単独処理浄化槽から、災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進		

電源の確保	リスクシナリオ番号	4-1
【行政経営課】 ・災害発生後の迅速かつ的確な情報収集・伝達及び関係機関相互の情報の共有等を図るため、安定した電源確保に資する取組を推進する。 (主な取組) ・市役所本庁舎における非常用電源設備の整備		

有害物質等の拡散、流出対策	リスクシナリオ番号	7-1
【環境課】 ・大規模災害発生時において、有害物質の河川流出、大規模拡散を防止するため、早急な情報の収集・伝達体制の確保・初期対応を図る。 (主な取組) ・流出物質及び拡散域の情報収集、確認等 ・初期対応体制及び関係機関への情報伝達体制（県及び下流域自治体）の確保 ・拡散防止対策工の設置。 ・有害物質等の環境中へ流出時等の環境モニタリング調査		

ごみ処理施設及びし尿処理施設の耐災害性の確保	リスクシナリオ番号	8-1
【資源循環課】 ・被災時において、最低限の市民生活の確保を図るとともに、公衆衛生の悪化を抑止するため、ごみ焼却処理施設及びし尿処理施設の主要機器における耐震性及び耐水害性を確保する。 (主な取組) ・主要機器における耐震性及び耐水害性を客観的に把握し、補強又は免震、浸水区域における、受変電設備の保護等、現有施設において対応可能な対策の検討及び促進 ・施設の稼働停止という最悪の場合を想定し、市内、県内、及び姉妹都市等を始めとする各自治体との災害時における処理に関する協力体制の検討及び民間企業との災害協定の締結		

災害廃棄物の処理体制の整備	リスクシナリオ番号	8-1
【資源循環課】 ・県及び関係団体等と連携し、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するための体制整備を図る。 (主な取組) ・環境省による災害廃棄物処理計画作成モデル事業による「鹿沼市災害廃棄物処理計画」の作成 【計画の主な内容】 ・災害廃棄物処理の基本方針 ・災害時に発生する廃棄物の処理の流れ（生活ごみ・避難所ごみ・し尿、片づけごみ等） ・組織体制の確立、関係主体との協力、連携 ・被災者・ボランティアへの周知・広報 等		

地籍調査の推進	リスクシナリオ番号	8-1
【都市計画課】 ・災害発生時の迅速な復旧・復興に資する、現地復元性のある地図を整備するため、地籍調査を推進する。 (主な取組) ・地籍調査の推進		

復旧、復興を担う人材の確保	リスクシナリオ番号	8-2
【危機管理課・都市計画課】 ・災害後の道路等の復旧・復興を速やかに進められるよう、鹿沼建設業協同組合等との連携を推進し、相互協力による復旧・復興体制の構築に努める。 (主な取組)		

住居の維持・集約	リスクシナリオ番号	8-3
【都市計画課】 ・市街化区域における一定の地域内に都市機能や居住機能を集約し、利便性の高い公共交通で結ぶ「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」によるまちづくりを目指す。 ・市街化調整区域の無秩序な開発を抑制しつつ、既存集落の定住環境の維持に努め、良好な集落コミュニティの形成を図る。 (主な取組) ・立地適正化計画の策定 ・開発許可基準の適正運用		

【重要業績評価指数（KPI）】

指標の名称（又は内容）	現状値 （令和2年度）	目標値 （令和8年度）
住宅の耐震化率	88%	95%
都市計画道路整備率	75.4%	増加
空家解体補助金利用による解体	115件	300件
長寿命化対策を実施した公園施設数	74施設	112施設
学校施設の防災機能強化（窓ガラス強化）	10校	13校
地籍調査の推進（完了地区面積）	0.30km ²	0.97km ²
都市機能誘導区域の誘導施設数	9件 (H27)	9件
幹線市道の舗装改修総延長	2.6km	15km
東部高台地区の雨水排水対策の進捗率	0%	100%
橋梁長寿命化対策の実施橋梁数（市道橋）	15橋	25橋
管路の耐震化率	30.7%	36.2%
老朽管の更新	3.2km/年	4km/年
雨水排水施設整備	588ha	598ha
雨水排水施設整備（干手排水区再整備）	0%	100%

(3) 市民生活

保育所等の整備	リスクシナリオ番号	1-1、3-1
【保育課】 ・災害発生時において保育を必要とする保護者が安心して保育園等を利用できるよう、関係施設との連携を図りながら、保育環境の整備に努める。 ・子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育の受け皿となる保育施設の整備を計画的に行う。 (主な取組) ・関係施設との連携強化、保育所等の整備		

総合的な土砂災害等の対策の推進	リスクシナリオ番号	1-3
【危機管理課】 ・集中豪雨等による土砂災害等が発生した場合に、被害の軽減を図るため、ハード対策とソフト対策が一体となった総合的な土砂災害対策を推進する。 ・多様な避難の手段を確保するため、指定避難所以外の避難所の確保に努める。 (主な取組) ・土砂災害防止施設の整備推進の要望 ・土砂災害発生時の防災・減災対策 ・市民が土砂災害から円滑に避難するための大雨時における警戒周知 ・防災情報の提供及びハザードマップの更新 ・避難所確保のための民間事業者等への協力依頼		

防災意識の高揚、防災教育の実施	リスクシナリオ番号	1-4
【危機管理課】 ・災害発生時に市全体で円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう、普及啓発や防災教育、市民の防災意識や知識の高揚、県及び関係機関・民間団体等との連携強化に努める。 (主な取組) ・市民に対する防災講演会、研修会、訓練等を実施し、『自助力』及び『共助力』の高揚に努める。 ・児童・生徒及び教職員、防災上重要な施設（病院、社会福祉施設、ホテル、大規模小売店舗等の不特定多数の者が利用する施設など）の管理者、職員等に対する防災教育の実施		

地域防災力の向上	リスクシナリオ番号	1-4、8-3
【危機管理課・消防本部】 ・災害発生時における被害を最小限に止めるため、共助による地域の防災体制を整備し地域防災力の向上を図る。 (主な取組) ・自主防災組織の育成・強化 ・地域防災リーダー（防災士）の養成 ・消防団の充実・強化、活性化 ・市内各地区の婦人防火クラブ（単位クラブ）の維持		

市民等への災害情報の伝達	リスクシナリオ番号	1-4、4-1
【危機管理課】 - 市民等への情報伝達手段として、災害情報メール配信や、携帯電話網を利用した防災情報システムなどの多様な手段を確立し、地震・豪雨などの災害に応じた迅速かつ確実な災害情報の伝達を図る。 （主な取組） - 情報伝達手段の多重化		

避難行動要支援者対策	リスクシナリオ番号	1-4
【厚生課】 「鹿沼市避難行動要支援者支援計画」に基づき、地域の住民等と協力し「避難行動要支援者名簿」を作成し、迅速な情報伝達や避難誘導を行うため、地域住民に理解をいただきながら名簿作成を推進していく。また、自治会や消防、市役所と名簿を共有しており、更新や保管など、適正管理に努める。 【危機管理課】 - 災害発生時の一連の行動に支援を必要とする「避難行動要支援者」への情報伝達・避難誘導等の迅速な対応が可能な体制を整備する。 （主な取組） 「避難行動要支援者支援計画」の推進 「避難行動要支援者名簿」の活用 - 迅速な情報伝達や避難誘導等に対応する支援体制の整備		

外国人対策	リスクシナリオ番号	1-4、8-3
【協働のまちづくり課】 - 日本語による災害情報の理解が困難な外国人の安全を確保するため、県や国際交流協会と連携しながら、支援体制を整備する。 【危機管理課】 - 災害時における外国人住民支援の必要性について、防災に対する意識啓発や外国人住民の防災への意識向上を図る。 （主な取組） - 防災に関する情報の多言語化等 - 災害時における通訳ボランティアの登用 「災害多言語支援センター」の設置要請及び運営支援 - 外国人住民支援や外国人住民への防災に対する意識啓発の実施		

医療関係団体との連携	リスクシナリオ番号	2-3
【健康課】 - 医療関係団体との連携・協力により、災害時医療救護体制の充実を図る。 - 救護班・救護所の整備により、災害時における負傷者への医療救護体制を確保する。 （主な取組み） - 医療関係団体との災害時の医療救護活動に関する協定の締結 - 救護所の運営など連携・協力体制の構築 - 医療関係団体との通信訓練等の実施 - 医師会等医療関係団体との緊密な連携による、災害時の初期医療体制及び後方医療体制等の整備 - 医師会等医療関係団体との協定に基づく災害時における救護所の設置、負傷者のトリアージ及び後方医療機関、災害拠点病院への搬送		

感染症等予防対策	リスクシナリオ番号	2-4
【健康課】 - 避難場所、被災地区での感染症の発生防止のため、平常時から感染症等予防対策に取り組む。 【介護保険課】 「防災・減災等事業整備計画」に基づき、高齢者施設等における感染拡大防止対策を推進する。 (主な取組) - 予防接種の実施や消毒、衛生害虫駆除を行うための体制等の整備 - 高齢者施設等における換気設備の設置の推進等		

地域交通環境の整備	リスクシナリオ番号	6-3
【生活課】 - 運行事業者、道路管理者、交通管理者と連携し、災害時においても迅速に対応できる公共交通システムを構築する。 - 災害発生時における市内交通機関の被災状況や運行状況等を迅速に把握し、市民の混乱を生じさせないよう的確な情報発信体制を整備する。 (主な取組) - 乗客、乗務員、職員等の安全の確保 - 速やかな運行ルートの被災状況の確認と迂回ルートによる運行の開始 - 交通インフラの被災による代替輸送の実施 - 避難所の移送等、平常時とは異なるニーズへの対応 - 災害情報メールや市ホームページなど多様な情報伝達手段の活用		

災害ボランティアの活動体制の強化	リスクシナリオ番号	8-2
【厚生課】 - 災害発生時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、関係機関等と連携しながら、環境整備に努める。 【社会福祉協議会】 - 平常時から災害に備え、災害ボランティアセンターの設置・運営訓練を実施するとともに、市民の災害ボランティア活動への普及・啓発・育成に努める。 (主な取組) - 市と社会福祉協議会との情報共有、連携強化、支援		

【重要業績評価指数（KPI）】

指標の名称（又は内容）	現状値 （令和2年度）	目標値 （令和8年度）
自主防災会設立率	81.1%	100%
自主防災組織の活動への参加率	13.9% (R3)	20%
防災情報アプリ登録数	4,500件	10,000件
居住地域の避難所の認知度	81.8% (R3)	90%
鹿沼市の防災士登録者数	126人	420人
ボランティア登録者数	749件	749件

(4) 産業・経済

物資・資機材等の備蓄・調達体制の整備	リスクシナリオ番号	2-1、5-3
【危機管理課】 ・災害発生直後の被災市民等の生活を確保するため、必要となる物資の現物備蓄及び流通備蓄に計画的に取り組む。 【健康課】 ・災害発生直後の医療救護活動に迅速に対応するため、必要となる医薬品、資器材等の備蓄に計画的に取り組む。 (主な取組) ・地域防災計画に基づく食料、生活必需品の備蓄の推進 ・他自治体との相互応援協定や事業所等との協定締結の推進 ・医療関係団体との連携協定による医薬品、資器材等の備蓄の推進		

中小企業などの経営基盤の強化	リスクシナリオ番号	5-1
【産業振興課】 ・災害により損害を受けた事業者に対し、資金繰りを改善するための対策を行う。 (主な取組み) ・制度融資による支援 ・利子補給等の補助金による支援		

農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化	リスクシナリオ番号	5-3
【農政課】 ・災害発生時の被害を最小化させるため、農業水利施設や農業共同利用施設などの生産基盤等の強化を促進する。 ・県、農業関係施設等の管理者と協力して、老朽化や危険箇所などの改良や対策が必要なものは、補助事業等を活用しながら改善に努める。 (主な取組み) ・頭首工の維持管理計画の定期的な見直しや管理技術者の育成・確保 ・農業施設等の適切な管理指導		

自立分散型エネルギーの導入促進	リスクシナリオ番号	6-1
【環境課】 ・大規模災害発生時における電源を確保するため、太陽光発電等の再生可能エネルギーの利活用に加えて蓄電池との組合せを促進し、エネルギーの自立分散化を図る。 (主な取組) ・太陽光発電、蓄電池の自立分散型エネルギーの導入促進		

林道の整備	リスクシナリオ番号	6-3
【林政課】 ・災害発生時における避難路を確保するため、迂回路として活用しうる林道の把握及び必要な整備に努める。 (主な取組) ・迂回路となりうる林道の保全・整備 ・林道施設長寿命化計画に基づく計画的な橋梁補修		

農地・農業用水利施設等の適切な保全管理	リスクシナリオ番号	7-2
【農政課】 ・農業・農村が有する国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保全等の多面的機能の発揮に向けて取り組む 【林政課】 ・農地等の被害による地域の荒廃を防止する。 (主な取り組み) ・優良農地の確保や地域の共同による農地・農業用水利施設の保全活動等の促進 ・地域の農業生産活動の継続を支援 ・侵入防止柵の整備と、有害鳥獣の捕獲の推進		

森林の適切な整備・保全	リスクシナリオ番号	7-2
【林政課】 ・森林が有する林産物の供給、水資源の涵養、山地災害の防止等の多面的機能の維持・増進を図る。 (主な取組) ・森林整備の推進 ・森林ボランティア等による保全活動の推進		

復旧・復興を担う人材の育成・確保	リスクシナリオ番号	8-2
【産業振興課】 ・高齢化の進行や、若年入職者の減少による担い手不足が見込まれる職種を含め、将来の労働者等の確保を推進する。 (主な取組) ・雇用の促進及び普及啓発事業の推進等		

【重要業績評価指数（KPI）】

指標の名称（又は内容）	現状値 （令和2年度）	目標値 （令和8年度）
災害時協力協定締結数（自治体、民間企業等）	55	増加
再生可能エネルギー設備の導入支援	累計2,818件	累計3,720件 （令和3年度）
商業従業者数	6,661人 （H28）	6,826人
工業従業者数	12,173人	14,887人
担い手への農地集積率	45.4%	51.4%
橋梁長寿命化対策の実施橋梁数（林道橋）	0橋	2橋

第5章 計画の推進と進捗管理

1 優先的に取り組む施策

限られた資源で効率的・効果的に国土強靱化を進めるためには、優先的に取り組む施策を明確にして、重点的に取組を進める必要があります。

本計画では、第3章で設定したリスクシナリオ単位で施策の重点化を図ることとし、「人命の保護」を最優先として、起きてはならない事態が回避されなかった場合の影響の大きさなどを勘案し、リスクシナリオ単位で優先的に取り組む施策を設定しました。

優先的に取り組むべき施策に係るリスクシナリオ

基本目標		No.	リスクシナリオ
1	人命の保護が最大限図られること	1-1	建物等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
		1-2	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-3	大規模な土砂災害・陥没等による多数の死傷者の発生
		1-4	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われること（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-3	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶、医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
3	必要不可欠な行政機能は確保すること	3-1	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

以上を踏まえると、「第4章 強靱化の推進方針」において整理した施策分野ごとの推進方針のうち、優先的に取り組む施策の項目は、以下のとおりとします。

優先的に取り組む施策項目 ()：リスクシナリオNo.

施策分野	施 策 項 目 (カッコ内はリスクシナリオ番号)
(1) 行政機能／消防	【行政機能】 ・情報の収集・伝達体制の確保（1-4、4-1） ・物資、資機材等の備蓄・調達体制の整備（2-1、5-3） ・業務継続体制の整備（3-1、4-1、6-1、8-3） ・相互応援体制の整備（3-1） ・防災拠点機能の確保及び防災上重要な市有建築物の耐震化（3-1）
	【消防】 ・火災予防に関する啓発活動、地域の消防力の確保（1-1） ・相互応援体制の整備（2-2） ・消防広域応援体制の整備（2-2）
(2) 都市・インフラ	・住宅、建築物等の耐震化（1-1） ・社会資本の老朽化対策（1-1） ・空き家の適正管理（1-1） ・公営住宅等の整備（1-1） ・高齢者施設等の防災・減災対策の推進（1-1） ・総合治水対策（1-2） ・道路・公園の防災、減災対策（2-1、2-3、5-2、6-3） ・水道施設の耐震化（2-1、6-2） ・下水道施設の耐震化（2-1、6-2）
(3) 市民生活	・保育所等の整備（1-1、3-1） ・総合的な土砂災害等の対策の推進（1-3） ・防災意識の高揚、防災教育の実施（1-4） ・地域防災力の向上（1-4、8-3） ・市民等への災害情報の伝達（1-4、4-1） ・避難行動要支援者対策（1-4） ・外国人対策（1-4、8-3） ・医療関係団体との連携強化（2-3）
(4) 産業・経済	・物資、資機材等の備蓄・調達体制の整備（2-1、5-3）

2 各種施策の推進と進捗管理

本計画に位置づけた取組は、本市全体の危機管理に関するものであることから、「地域防災計画」と一体となって総合的かつ効果的に防災・減災対策を推進しながら、各分野別計画や総合計画などと連携し、計画的かつ着実に取組を推進します。

また、本計画の進行管理は、PDCAサイクルにより行うこととし、指標や各取組の進捗状況を踏まえながら検証を行い、必要に応じて計画の見直しを図ります。



【別紙 1】

リスクシナリオごとの脆弱性評価結果

1 人命の保護が最大限図れること

1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

【火災予防に関する啓発活動、地域の消防力確保】

- ・火災発生時の被害を最小限に抑えるため、消防用設備に関する指導や火災予防に関する啓発を充実させる必要がある。
- ・災害発生時に、迅速かつ的確に消火・救急・救助活動が行えるよう、消防団員の確保や資質の向上などの消防組織の充実・強化、消防水利の計画的な整備、広域的な消防応援受入態勢の適切な運用をする必要がある。

【住宅・建築物の耐震化】

- ・住宅の耐震化については、民間住宅の耐震化が課題となっていることから、引き続き効率的な普及啓発を行うとともに、国の支援制度等を有効活用し、耐震化の促進を図る必要がある。
- ・学校施設は、児童生徒が一日の大半を過ごすほか、大規模災害発生時の避難所となっている。避難者等の安全確保のため、非構造部材の耐震化を進めていく必要がある。
- ・大規模に盛土を行った造成宅地については、地震による滑動崩落被害が多く発生していることから、国の支援制度を活用し、安全性の検証を進めていく必要がある。

【社会資本等の老朽化対策】

- ・高度経済成長期に整備された社会資本が、今後一斉に老朽化していくことが見込まれることから、公共施設等総合管理計画に沿って、適切な維持管理等を行う必要がある。

【空き家の適正管理】

- ・空き家の倒壊や雑草・樹木の周辺への越境・野生鳥獣による衛生面の被害など様々な影響や被害を及ぼす可能性がある。

【公営住宅等の整備】

- ・公営住宅等の倒壊等により、がれき等の落下や壁の崩落などによる人的被害や入居者の生活など様々な影響や被害を及ぼす可能性がある。

【高齢者施設等の防災・減災対策の推進】

・高齢者施設等の利用者は災害発生時に自力で避難することが困難な者が多いため高齢者施設等の防災・減災対策を推進する必要がある。

【保育所等の整備】

・災害が発生した場合に、保育を必要とする保護者が安心して保育園等を利用できるようにしていく必要があるとともに、保育の受け皿となる施設の整備をしていく必要がある。

1-2 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

【総合治水対策】

・相次ぐ大雨被害に対応するため、河川流域内のあらゆる関係者が協働し、総合的な治水対策を行う必要がある。

・洪水浸水想定区域の指定箇所など、災害の恐れがある危険箇所に居住する住民に周知をするとともに、地域住民が洪水や浸水から円滑に避難できるように、ハザードマップを最新の情報に更新し、情報の提供に努める必要がある。

・多様な避難の手段を確保するため、指定避難所以外の避難所を確保する必要がある。

・台風や集中豪雨等による浸水被害の解消を図るため、道路・河川の安全性を高める防災・減災対策を推進するとともに、災害発生時の防災・減災対策、早期復旧のための資機材等を平常時から確保しておく必要がある。

・局地的な想定以上の豪雨が頻発しているため、準用河川及び普通河川の維持管理を適切に行い、水害防止を図る必要がある。

1-3 大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生

【総合的な土砂災害等の対策の推進】

・県等の関係機関と連携して、災害危険箇所の調査や防災パトロールを実施するなど、警戒避難体制の整備を図るとともに、平常時から土砂災害警戒区域内の市民に対して、防災意識の高揚に向けた周知啓発を行う必要がある。

・多様な避難の手段を確保するため、指定避難所以外の避難所を確保する必要がある。

1-4 情報伝達の不備による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

【情報の収集・伝達体制の確保】

・災害発生時に国、県、市、防災関係機関相互の迅速かつ的確な情報の収集・伝達を確保するため、より効果的な体制を確立する必要がある。

【防災意識の高揚、防災教育の実施】

・災害発生時における自分の身は自分で守る『自助力』と、自分たちのまちは地域で守る『共助力』を高めるため、市民の防災意識、知識の普及に努める。

・児童・生徒及び教職員、防災上重要な施設（病院、ホテル、大規模小売店舗等不特定多数の者が利用する施設など）の管理者及び職員に対する防災教育を実施するとともに、県及び関係機関や民間団体等との連携強化を図る必要がある。

【地域防災力の向上】

・災害発生の初動期に、地域で対応できる体制を整えるため、自主防災組織の育成・強化や消防団の充実・強化など、地域防災力を向上させる必要がある。

・地域の防災リーダーとなる防災士を養成し、地域防災力の向上を図る必要がある。

【市民等への災害情報の伝達】

・市民等への情報伝達手段として、災害活動支援システム及び鹿沼市災害情報メールや緊急速報メール、防災行政無線、携帯電話網を利用した防災情報システム等を活用するとともに、災害情報共有システム（Ｌアラート）の適切な運用など、地域の実情や地震・豪雨などの災害に応じた多様な方法による災害情報の伝達手段を確立する必要がある。

【避難行動要支援者対策】

・災害が発生した際に、生活の基盤が自宅にある要配慮者のうち、自力で避難することが困難かつ家族等による必要な支援が受けられない「避難行動要支援者」に対し、地域住民の助け合いで情報伝達や避難誘導を迅速に行う体制づくりが必要である。

・災害が発生した際に、自力で避難することが困難で支援が必要な避難行動要支援者を、地域住民同士の助け合いで避難誘導等を行う「避難行動要支援者支援計画」を推進し、情報伝達や避難誘導等を迅速に行える体制を整備する必要がある。

・避難行動要支援者に関する情報を登録した避難行動要支援者名簿を作成し、災害発生時には、本人の同意の有無に関わらず、警察・消防・自主防災組織等の避難支援関係者へ提供することとしており、名簿の更新や適正管理に努める必要がある。

【外国人対策】

・災害発生時に外国人の安全を確保するため、防災に関する情報の多言語化や、災害時における通訳ボランティアの確保など、県や国際交流協会と連携しながら支援体制を整備するとともに、行政職員及び市民に対して災害時における外国人支援の必要性についての意識啓発や、外国人自身の防災への意識の向上を図る必要がある。

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

2-1 被災地での食料、飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

【物資・資機材等の備蓄・調達体制の整備】

- ・被災市民等の生活を確認するため、地域防災計画に基づき、現物備蓄の推進や、事業者等との協定などに基づく流通備蓄により、食料、飲料水、生活必需品や防災用資機材を確保する必要がある。
- ・災害時の医療救護の迅速な対応を図るため、医療機関等と連携しながら、医薬品、資器材等の計画的な備蓄を推進する必要がある。

【道路・公園の防災、減災対策】

- ・災害発生時においても安全で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、道路防災危険箇所のうち、過去に災害履歴がある箇所や事前通行規制区間の解消が求められる箇所について、防災・減災対策を実施する必要がある。
- ・災害に対する予防や発生時における応急対策（防災・減災）、速やかな復旧・復興に資する都市施設の整備等を促進する必要がある。

【水道施設の耐震化】

- ・水道施設の耐震化については、管路の法定耐用年数 40 年とされており、拡張を大きく進めたことにより、更新する管路が大幅に増えることになる。管路以外の施設についても、多くが更新時期を迎える。
- ・管路等の更新を行うとともに、国の補助金等を有効活用し、耐震化の促進を図る必要がある。

【下水道施設の耐震化】

- ・大規模地震発生時に下水道の機能停止による公衆衛生問題や下水道施設の破損による交通障害の発生を防止するため、下水道施設の耐震化を図る必要がある。

2-2 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

【相互応援体制の整備】

- ・近隣都市等との間で締結している災害時の相互応援協定について適切な運用を行い、災害時には応援を迅速かつ効果的に受けることができるよう、受援体制の向上を図る必要がある。

【消防広域応援体制の整備】

- ・大規模災害時における人命救助活動を、迅速かつ効果的なものとするため、消防の広域応援体制の向上を図る必要がある。

2-3 医療救護活動のためのライフラインの長期途絶、医療施設及び関係者の絶対的不足及び被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

【道路の防災・減災対策】（再掲）

- ・災害発生時においても安全で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、道路防災危険箇所のうち、過去に災害履歴がある箇所や事前通行規制区間の解消が求められる箇所について、防災・減災対策を実施する必要がある。

【医療関係団体との連携】

- ・災害時の医療体制を確保するため、医療関係団体と緊急時における協力応援体制を整備するとともに訓練を実施する必要がある。
- ・災害時の医療救護活動を迅速に実施するため、市内の救急告示医療機関等と連携し、特別救護班の編成体制を整える必要がある。市は救護班の活動に必要な資器材等を提供する必要がある。
- ・災害時に負傷者に対応するため、市内の救急告示医療機関等と連携し、救護所を設置し、医療救護活動を実施する必要がある。
- ・災害時の医療救護活動を迅速かつ効率的に実施するため、負傷程度により治療の優先度を判定し、負傷者を振り分けるトリアージ体制の整備を行う必要がある。

2-4 被災地における感染症等の大規模発生

【平時からの予防対策】

- ・避難場所、被災地区での感染症や食中毒の発生やまん延防止のため、平常時から予防接種や消毒、衛生害虫駆除を行うための体制等の構築など、感染症等予防対策を行う必要がある。
- ・高齢者施設等の利用者は、感染症等により重度化する危険性が高いため感染拡大防止対策を推進する必要がある。

3 必要不可欠な行政機能を確保すること

3-1 市職員、施設等の被災による機能の大幅低下

【業務継続体制の整備】

・「鹿沼市業務継続計画」の実効性を高めるため、組織改編や業務内容、施設設備の変更等があった場合には、迅速な計画の改定を行うほか、訓練等の実施、検証を通じた新たな課題等の洗い出しによる継続的な改善を行うことで、災害対応力の向上を図るなど、業務継続体制を強化する必要がある。

【相互応援体制の整備】

・近隣都市等との間で締結している災害時の相互応援協定について適切な運用を行い、災害時には、応援を迅速かつ効果的に受けることができるよう、受援体制の向上を図る必要がある。

【防災拠点・防災上重要な市有建築物の機能確保】

・大規模災害発生時における、迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため、消火、救出、救助、物資搬送、医療活動等において重要な役割を担う災害活動拠点や防災上重要な市有建築物（消防団車庫を含む）について、防災機能の確保や耐震化を関係機関と連携を図りながら、計画的に推進していく必要がある。

・学校施設等は大規模災害発生時の避難所となっており、高齢者や障がい者等の使用を想定し、トイレの洋式化や施設のバリアフリー化整備を推進するなど、避難所機能の充実を図る必要がある。また、大規模災害発生時に、被害を最小限に抑え、学校機能や避難所機能等を継続するため、建物の長寿命化を図る必要がある。

【保育所等の整備】（再掲）

・災害が発生した場合に、保育を必要とする保護者が安心して保育園等を利用できるようにしていく必要があるとともに、保育の受け皿となる施設の整備をしていく必要がある。

4 必要不可欠な情報通信機能が確保されること

4-1 電力停止等による情報通信の麻痺・長期停止

【情報の収集・伝達体制の確保】（再掲）

- ・災害発生時に国、県、市、防災関係機関相互の迅速かつ的確な情報の収集・伝達を確保するため、より効果的な体制を確立する必要がある。
- ・現市庁舎には、停電時における発電設備が設置されていないため、重要な通信機器、ネットワーク機器、サーバ等の機能が停止し、情報の参照、蓄積、提供及び共有が不能となり、行政機能が著しく低下するおそれがある。

【業務継続体制の整備】（再掲）

- ・「鹿沼市業務継続計画」の実効性を高めるため、組織改編や業務内容、施設設備の変更等があった場合には、迅速な計画の改定を行うほか、訓練等の実施、検証を通じた新たな課題等の洗い出しによる継続的な改善を行うことで、災害対応力の向上を図るなど、業務継続体制を強化する必要がある。

【電源の確保】

- ・災害発生後の迅速かつ的確な情報収集・伝達及び関係機関相互の情報共有を図るため、関係機関が設置している非常用発電機の老朽化対策を促進するなど、災害時に安定した電源を確保する必要がある。

【市民等への災害情報の伝達】

- ・市民等への情報伝達手段として、災害活動支援システム及び鹿沼市災害情報メールや緊急速報メール、防災行政無線、携帯電話網を利用した防災情報システム等を活用するとともに、災害情報共有システム（Ｌアラート）の適切な運用など、地域の実情や地震・豪雨などの災害に応じた多様な方法による災害情報の伝達手段を確立する必要がある。

5 経済活動を機能不全に陥らせないこと

5-1 電気、石油、ガス等のエネルギー供給機能の停止

【中小企業などの経営基盤の強化】

- ・災害による損害を受けた事業者に対し、資金繰りを改善するための対策を効果的に行う必要がある。

5-2 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止

【道路の防災・減災対策】（再掲）

- ・災害発生時においても安全で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、道路防災危険箇所のうち、過去に災害履歴がある箇所や事前通行規制区間の解消が求められる箇所について、防災・減災対策を実施する必要がある。

5-3 食料等の安定供給の停滞

【物資・資機材等の備蓄・調達体制の整備】（再掲）

- ・被災市民等の生活を確保するため、地域防災計画に基づき、現物備蓄の推進や、事業者等との協定などに基づく流通備蓄により、食料、飲料水、生活必需品や防災用資機材を確保する必要がある。
- ・災害時の医療救護の迅速な対応を図るため、医療機関等と連携しながら、医薬品、資器材等の計画的な備蓄を推進する必要がある。

【農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化】

- ・農業用施設等の早期劣化の要因や進行状況を把握し早期対応を図るため、施設管理者による平常時における点検をする必要がある。
- ・穀物貯蔵施設等の管理者は、平常時からの適切な施設管理をする必要がある
- ・農業者、農業関係団体及び行政は、災害の発生に際して、農業被害を最小限に止めるために、相互に連携して予防対策を実施する必要がある。

- 6 生活・経済活動に必要最小限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等が確保されるとともに、これらの早期復旧が図られること

6-1 電気、石油、ガス等のエネルギー供給機能の停止

【業務継続体制の整備】（再掲）

・「鹿沼市業務継続計画」の実効性を高めるため、組織改編や業務内容、施設設備の変更等があった場合には、迅速な計画の改定を行うほか、訓練等の実施、検証を通じた新たな課題等の洗い出しによる継続的な改善を行うことで、災害対応力の向上を図るなど、業務継続体制を強化する必要がある。

【自立分散型エネルギーの導入促進】

・大規模災害発生時において、長期停電を回避するための電源確保が重要であることから、太陽光発電等の再生可能エネルギーの利活用を促進し、自立分散型エネルギーの普及拡大を図る必要がある。

6-2 水道、污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

【水道施設の耐震化】（再掲）

・水道施設の耐震化については、管路の法定耐用年数 40 年とされており、拡張を大きく進めたことにより、更新する管路が大幅に増えることになる。管路以外の施設についても、多くが更新時期を迎える。

・管路等の更新を行うとともに、国の補助金等を有効活用し、耐震化の促進を図る必要がある。

【下水道施設の耐震化】（再掲）

・大規模地震発生時に下水道の機能停止による公衆衛生問題や下水道施設の破損による交通障害の発生を防止するため、下水道施設の耐震化を図る必要がある。

6-3 地域交通ネットワークが分断する事態

【道路の防災・減災対策】（再掲）

・災害発生時においても安全で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、道路防災危険箇所のうち、過去に災害履歴がある箇所や事前通行規制区間の解消が求められる箇所について、防災・減災対策を実施する必要がある。

【地域交通環境の整備】

・災害発生時において、市路線バス、予約バスの被災状況、規制状況、運行情報の提供などを迅速に行える体制を整備する必要がある。

・運行ルート上の道路等が被災し、定期路線バスが運行不可能になる。

・鉄道、駅舎、電力供給施設等の被災による代替バス運行が必要になる。

- ・被災者の避難所への移動等、緊急の輸送の需要が発生する。

【林道の整備】

- ・災害発生時に迂回路として活用しうる林道を把握し、整備を進めるなど、避難路を確保する必要がある。

7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 有害物質等の大規模拡散、流出

【有害物質等の拡散、流出対策】

・大規模災害発生時において、有害物質（液体・気体）運搬車等の車両事故で有害物質漏洩による下流域への河川流出、大規模拡散の防止が重要であることから、情報の収集・伝達体制の確保・初期対応の実施を図る必要がある。

7-2 農地、森林等の荒廃による被害の拡大

【農地・農業用水利施設等の適切な保全管理】

・農業・農村が有する国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能が発揮されるよう、地域の共同による農地・農業用水利施設等の保全活動や地域における生産活動への支援等を推進する必要がある。

【森林の適切な整備・保全】

・森林が有する林産物の供給、水資源の涵養、山地災害の防止等の多面的機能の維持・増進を図るため、造林、間伐等の森林整備や治山対策、森林ボランティア等による保全活動や環境教育等を推進する必要がある。

8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件が整備されること

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【災害廃棄物の処理体制の整備】

- ・近年、自然災害が多発・激甚化しており、全国各地で大規模地震や集中豪雨により膨大な災害廃棄物が発生している状況である。
- ・鹿沼市においても、災害が発生した場合、災害廃棄物により、人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがある。
- ・また、仮置場における火災発生や、感染症発生等の二次被害を防止する必要もある。生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止し、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理しなければならない。

【ごみ処理施設及びし尿処理施設の耐災害性の確保】

- ・大規模な地震及び風水害等において、ごみ処理施設及びし尿処理施設の機能停止による公衆衛生の悪化を防止するため、脆弱性が認められる点において対策を講じる必要がある。

【地籍調査の推進】

- ・被災後の迅速な復旧・復興が可能となる、現地復元性のある地図を整備するため、地籍調査の推進を図る必要がある。

8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【復旧、復興を担う人材の確保】

- ・建設業における高齢化の進行、離職者の増加、若年入職者の減少による担い手不足や、技能継承の阻害が懸念されることから、県や関係機関等と連携して建設業を担う技能労働者等の育成・確保を図る必要がある。

【災害ボランティアの活動体制の強化】

- ・災害発生時において、被災者のニーズにきめ細かく対応するためには、被災者支援における災害ボランティア活動を支援する必要がある。

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【業務継続体制の整備】（再掲）

・「鹿沼市業務継続計画」の実効性を高めるため、組織改編や業務内容、施設設備の変更等があった場合には、迅速な計画の改定を行うほか、訓練等の実施、検証を通じた新たな課題等の洗い出しによる継続的な改善を行うことで、災害対応力の向上を図るなど、業務継続体制を強化する必要がある。

【住居の維持・集約】

・人口減少や居住地の低密度化に伴う地域の連帯やコミュニティの衰退によって、地域防災力の低下が懸念される。

【防災意識の高揚、防災教育の実施】（再掲）

・災害発生時における自分の身は自分で守る『自助力』と、自分たちのまちは地域で守る『共助力』を高めるため、市民の防災意識、知識の普及に努める。

・児童・生徒及び教職員、防災上重要な施設（病院、ホテル、大規模小売店舗等不特定多数の者が利用する施設など）の管理者及び職員に対する防災教育を実施するとともに、県及び関係機関や民間団体等との連携強化を図る必要がある。

【地域防災力の向上】（再掲）

・災害発生の初動期に、地域で対応できる体制を整えるため、自主防災組織の育成・強化や消防団の充実・強化など、地域防災力を向上させる必要がある。

・地域の防災リーダーとなる防災士を養成し、地域防災力の向上を図る必要がある。

【外国人対策】（再掲）

・災害発生時に外国人の安全を確保するため、防災に関する情報の多言語化や、災害時における通訳ボランティアの確保など、県や国際交流協会と連携しながら支援体制を整備するとともに、行政職員及び市民に対して災害時における外国人支援の必要性についての意識啓発や、外国人自身の防災への意識の向上を図る必要がある。

・災害発生時に外国人の安全を確保するため、防災に関する情報の多言語化を図り、外国人自身の防災への意識向上を図る必要がある。

・災害時における通訳ボランティアの確保など、県や栃木県国際交流協会と連携しながら支援体制を整備するとともに、市民に対して災害時における外国人支援の必要性についての意識の向上を図る必要がある。

【別紙2】 交付金・補助金対象事業一覧

国土強靱化計画における位置付け		国の交付金・補助金対象事業					
施設分野・推進方針		事業名称	対象施設等	事業期間	実施箇所	全体事業費（円）	交付金・補助金の名称
(1) 行政機能／消防	防災拠点・防災上重要な市有建築物の機能確保	大規模改造（トイレ）及び（バリアフリー）事業	学校	令和3年度～ 令和8年度予定	（大規模改造（トイレ）） 菊沢東小学校、みどりが丘小学校、津田小学校、南摩中学校、北大飼中学校	—	学校施設環境改善交付金
		大規模改造（空調設置）事業	学校	令和6年度～ 令和8年度予定	（大規模改造（空調設置）） 西小学校、北中学校	—	学校施設環境改善交付金
		長寿命化改良事業	学校	令和3年度予定	屋内運動場 大規模改造	—	学校施設環境改善交付金
				令和4年度～ 令和8年度予定	校舎・屋内運動場 長寿命化改修	—	
	火災予防に関する啓発活動、地域の消防力確保	耐震化の促進	建築物	—	「鹿沼市建築物耐震改修促進計画」に係る建築物等	—	住宅・建築物安全ストック形成事業
		高機能消防指令センター総合整備事業	高機能消防指令センター	令和5年度	鹿沼市消防本部庁舎	137百万円	消防防災施設整備補助金
		耐震性防火水槽整備	消防水利 （防火水槽）	令和3年度～ 令和8年度予定	消防水利の不足、もしくは設置 要望箇所地域	—	
		消防装備の整備・保全	消防車両	令和2年度～ 令和8年度予定	消防自動車 更新	—	緊急消防援助隊設備整備費補助金
(2) 都市・インフラ	住宅・建築物の耐震化	耐震化の促進	住宅・建築物・ブロック塀等	—	「鹿沼市建築物耐震改修促進計画」に係る建築物等	—	住宅・建築物安全ストック形成事業

国土強靱化計画における位置付け		国の交付金・補助金対象事業					
施設分野・推進方針		事業名称	対象施設等	事業期間	実施箇所	全体事業費（円）	交付金・補助金の名称
			宅地	—	大規模盛土造成地	—	防災・安全交付金
		防災機能強化事業（学校施設非構造部材の耐震対策の促進）	学校	令和３年度予定	屋内運動場 吊バスケットゴール耐震化	—	学校施設環境改善交付金
				令和４年度～ 令和８年度予定	校舎・屋内運動場 窓ガラス強化		
		防災機能強化事業（学校施設耐震化の促進）	学校	令和４年度	小学校 外周塀の改修	—	
	空き家の適正管理	空き家解体補助金の普及、活用を促進する 空き家バンクの登録・利活用推進 空き家バンクリフォーム補助金の普及、活用を促進する 雑草や樹木の浸食、倒壊等による周辺への被害が及ばないように適正な管理の指導	空家等	—	空家等対策の推進に関する特別措置法に規定する空家等 （補助事業名 空家解体補助金・空き家バンクリフォーム補助金）	—	空き家対策総合支援事業
	公営住宅等の整備	公営住宅等整備事業 公営住宅等ストック総合改善事業	公営住宅等	—	鹿沼市市営住宅等長寿命化計画に基づく公営住宅等の整備及び改修等	—	社会資本整備総合交付金 防災・安全交付金
	高齢者施設等の防災・減災対策の推進	社会福祉施設等整備事業	高齢者施設等	—	「防災・減災等事業整備計画」に係る高齢者施設等	—	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金
	総合治水対策	栃木県における災害に強い都市をつくる下水道整備（防災・安全）（重点計画）	雨水	—	富士山雨水幹線	350 百万円	防災・安全交付金

国土強靱化計画における位置付け		国の交付金・補助金対象事業						
施設分野・推進方針		事業名称	対象施設等	事業期間	実施箇所	全体事業費（円）	交付金・補助金の名称	
	道路の防災・減災対策	拠点間の連携・交流を支えるとちぎの道づくり	道路	—	市道 0005 号線(油田町～深程)	684 百万円	社会資本整備総合交付金	
		鹿沼駅周辺地区都市再生整備計画 （都市構造再編集集中支援事業）		令和 5 年度完了 予定	JR 鹿沼駅周辺地区（上野町）	1,960 百万円	社会資本整備総合交付金	
		安全・安心を確保する強くしなやかな道路づくり		令和 8 年度完了 予定	市道 0346 号線（天神町） （市庁舎前通り無電柱化事業）	150 百万円	防災・安全交付金	
				令和 8 年度完了 予定	市道 1031 号線外（千渡外） （東部高台地区雨水排水対策）	200 百万円		
		子どもたちの安全・安心を確保する 通学路整備		平成 2 6 年度～ 令和 8 年度	市道 0029 号線（上石川）	1,280 百万円		
				平成 2 4 年度～ 令和 8 年度	市道 0328 号線（茂呂）	970 百万円		
		狭あい道路整備等促進事業		令和 4 年度完了 予定	市道 1065 号線（玉田町）	120 百万円	社会資本整備総合交付金	
				令和 4 年度完了 予定	市道 8014 号線（西沢町）	40 百万円		
		地域再生計画 （仮）木と共に暮らす快適なまちづくり計画		—	市道 0020 号線（上殿町）	750 百万円	地方創生道整備推進交付金	
				令和 5 年度完了 予定	市道 5047 号線（府中町～貝島町）	680 百万円		
				令和 3 年度完了 予定	市道 0363 号線（下奈良部町）	95 百万円		
				—	市道 0365 号線（北赤塚町～藤江町）	750 百万円		
				—	市道 000 4 号線（深津～下石	1,470 百万円		

国土強靱化計画における位置付け		国の交付金・補助金対象事業					
施設分野・推進方針		事業名称	対象施設等	事業期間	実施箇所	全体事業費（円）	交付金・補助金の名称
					川)		
				—	市道 0103 号線（久野）	465 百万円	
				令和 7 年度完了 予定	市道 0003 号線舗装修繕	69 百万円	
				令和 7 年度完了 予定	市道 0010 号線舗装修繕	30 百万円	
				令和 7 年度完了 予定	市道 0014 号線舗装修繕	57 百万円	
				令和 7 年度完了 予定	市道 0016 号線舗装修繕	54 百万円	
		橋梁長寿命化修繕計画	橋梁	令和 3 年度着手 予定	市道 0017 号線 南大通跨線橋（村井町）	50 百万円	道路メンテナンス事業
				令和 4 年度着手 予定	市道 0347 号線 新鹿沼橋（貝島町）	80 百万円	
				令和 5 年度予定	市道 8070 号線他 三山沢橋（西沢町） 拍子木橋（入粟野）	50 百万円	
				令和 6 年度～ 令和 8 年度	市道 6 路線 6 橋予定	150 百万円	
		鹿沼市都市公園の長寿命化と安全安心な まちづくり（防災・安全）（第三期）	公園	令和 7 年度～ 令和 11 年度予定	公園施設長寿命化対策支援事業 （自然の森総合公園）	247 百万円	防災・安全社会資本整備交 付金
	災害廃棄物処理の強 化	粗大ごみ処理施設の整備	粗大ごみ処理 施設	令和 4 年度～令 和 5 年度	クリーンセンター内	2,345 百万円	廃棄物処理施設整備交付 金
	一般廃棄物最終処分 場の整備	一般廃棄物最終処分場の整備	一般廃棄物最 終処分場	令和 5 年度～令 和 6 年度	鹿沼フェニックス内	547 百万円	循環型社会形成推進交付 金

国土強靱化計画における位置付け		国の交付金・補助金対象事業					
施設分野・推進方針		事業名称	対象施設等	事業期間	実施箇所	全体事業費（円）	交付金・補助金の名称
	水道施設の耐震化	高度浄水施設等整備 重要給水施設配水管 水道管路緊急改善事業	水道	—	口栗野第1・粕尾第2浄水場 老朽管の更新	—	水道水源開発等施設整備 費国庫補助金 防災・安全交付金
	下水道施設の耐震化	栃木県における災害に強い下水道 整備 （防災・安全）	下水道	—	水処理設備 汚泥処理設備 電気計装設備 汚泥処理施設（耐震化）	3,078 百万円	防災・安全交付金
					管更生	250 百万円	
		栃木県における快適な生活をつく る下水道整備（重点計画）			管渠整備	120 百万円	社会資本整備総合交付金
		次世代につなげる「いちご市」かぬ ま計画			管渠整備	430 百万円	地方創生汚水処理施設整 備推進交付金
		浄化槽設置整備事業	浄化槽	—	「循環型社会形成推進地域計 画」に係る個人住宅	66 百万円	循環型社会形成推進交付 金（浄化槽分）
（３）市民生活	保育所等の整備	保育所等整備事業	保育所等	—	保育所、認定こども園等の整備	—	保育所等整備交付金
	感染症等予防対策	社会福祉施設等整備事業	高齢者施設等	—	「防災・減災等事業整備計画」に 係る高齢者施設等	—	地域介護・福祉空間整備等 施設整備交付金
（４）産業経済	林道の整備	地域再生計画 （仮）木と共に暮らす快適なまちづ くり計画	林道	—	小川沢線橋梁修繕 （草久）	—	地方創生道整備推進交付 金

国土強靱化計画における位置付け		国の交付金・補助金対象事業					
施設分野・推進方針		事業名称	対象施設等	事業期間	実施箇所	全体事業費（円）	交付金・補助金の名称
					寄栗線橋梁修繕 （上久我）	—	
		迂回路となりうる林道の保全・整備 （県）	林道	—	寄栗線	—	地方創生道整備推進交付金
					勸進坊線	—	
					小川沢線	—	
					小金沢線	—	
					羽遠線	—	
					横平線	—	
					与州加戸沢線	—	
					日渡路桑沢線	—	
					杓子沢見立線	—	
	農地・農業用水利施設 等の適切な保全管理	鳥獣被害防止総合支援事業 （侵入防止柵の整備）	農地	令和7年度	東大芦、板荷、加蘇、南摩、粕尾 （8,300m）	—	鳥獣被害防止対策交付金
		鳥獣被害防止総合支援事業 （有害鳥獣の捕獲の推進）			農地周辺 （捕獲罠40基）	—	
		森林・山村多面的機能発揮対策事業	里山林		茂呂山、上粕尾、加蘇	—	森林・山村多面的機能発揮 対策交付金

（実施中・随時実施・実施検討中のもの等を含む）

（各事業の記載については、関係省庁ごとの通知等をもとに作成しているため表記が異なる）

鹿沼市国土強靱化地域計画

令和3年3月発行
(令和7年3月改訂)

編集発行 鹿 沼 市

〒322-8601 栃木県鹿沼市今宮町 1688-1

総合政策部危機管理課地域防災係

TEL 0289-63-2158 FAX 0289-63-2143

鹿沼市ホームページ <http://www.city.kanuma.tochigi.jp/>
